

Q1 なぜ、マイナンバー制度が つくられたの？

A 政府は、「役所にある住民情報をより正確かつ効率的に活用できるように」するためと、説明しています。例えば、「税務情報の名寄せや突合でより正確な所得把握ができるようになり、社会保険料や税に関し、公平な給付と負担の実現が図られる」などとしています。つまり、マイナンバーにより個人情報を政府が集中管理することを目的としているのです。

加えて、今後マイナンバーカードに様々な個人情報を集積させ互いにリンクさせることで、商業活動に活用しようと狙っています。

Q3 マイナンバーカードは 必要なの？

A そもそも、マイナンバーカード取得は義務ではありません。マイナンバー附番自体は拒否できませんが、マイナンバーカードは「本人の申請により」取得と、法律でも規定されています。現在の取得率は13%台に留まり、また内閣府調査でも「取得していないし、今後も取得する予定はない」が53%を占め、さらに「マイナンバーカードを取得しない理由」の問いに対し「取得する必要性を感じられないから」58%、「身分証明書になるものは他にがあるから」42.2%、「個人情報の漏えいが心配だから」26.9%、「紛失や盗難が心配だから」24.9%と続いています。

行政手続きで必要なのは、あくまで「マイナンバー」の証明であり、それには、**通知カード***4と本人確認資料（運転免許証など）があれば足り、カードが無くては全く差支えありません。

カードを持てば、それだけ紛失・盗難による情報漏洩の危険が高まります。ましてや職員証などと一緒にして、持ち歩かなくてはならないようにするなど論外です。

マイナンバー・マイナンバーカード



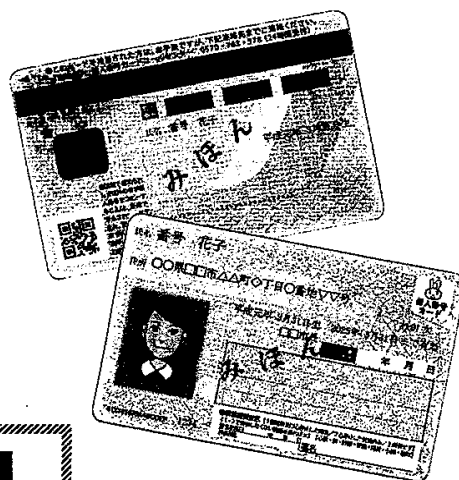
Q&A



(参考：日本弁護士連合会「マイナンバーって何?」)

Q2 マイナンバーで プライバシーは守られるの？

A 情報が集中管理されるということは、効率化には役立つかもしれませんが、逆に言えば政府にあなたの個人情報が筒抜けということになります。また、仮にデータが漏洩した場合は、被害も大きくなります。政府は、システム面では情報の分散管理やアクセス制御、利用時に暗証番号が必要などの工夫をしているのでセキュリティは問題ないと宣伝しています。しかし、どんなシステムでも悪意を持って個人情報を盗もうとする人に対し完璧ということはないのは、この間の様々な情報流出事件が示しています。



そもそも…それって何？ ～キーワード～

- ※1 「マイナンバー」…正式名称は「個人番号」。市区町村の住民基本台帳に登録されている人全員に強制的につけられる12桁の番号で、原則として生涯不変。
- ※2 「マイナンバーカード」…顔写真つきで、氏名・住所、生年月日、性別、マイナンバーが書かれているICカード。ICチップ内に搭載された「電子証明書」により、オンラインで本人確認が可能。カードに記載されたチップの空き領域に、様々な個人情報を蓄積できる。
- ※3 「マイナポータル」…パソコンや携帯端末から自分の個人番号に関する情報にアクセスすることのできるサービス
- ※4 「通知カード」…住んでいる自治体から送られている、マイナンバーをお知らせする紙製カード。

自治労連
日本自治体労働組合総連合
東京都文京区大塚 4-10-7 自治労連会館
TEL 03(5978)3580
FAX 03(5978)3588
URL www.jichiroren.jp
E-mail jichiroren@jichiroren.jp